

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№604
2021・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

除斥期間の適用を限定し、司法の役割を果たした最高裁判決…………… 武藤糾明
—B型肝炎九州訴訟判決

地裁判決で勝訴 一元の生活をかせせ原発事故被害いわき市民訴訟…………… 笹山尚人
問題だらけの土地利用規制法案…………… 馬奈木巖太郎

【シリーズ全国リレー・長野】大北森林組合補助金不正受給事件住民訴訟…………… 山崎泰正
「司法はこれでいいのか。一裁判官任官拒否・修習生罷免から50年」…………… 北村 栄
出版記念集会に参加して

シリーズ 憲法を知るための12作品

ジョージ・オーウェル、山形浩生訳『動物農場〔新訳版〕』…………… 油原麻帆
【議長トーク】「家事分担で良かったこと」…………… 上野 格

- デジタル監視法案の参議院本会議の可決・成立に強く抗議する法律家・法律家団体の抗議声明
- 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の衆議院憲法審査会における採決に強く抗議し廃案を求める法律家団体の声明



京都・大田の沢

除斥期間の適用を限定し 司法の役割を果たした最高裁判決

— B型肝炎九州訴訟判決 —

福岡 武藤 糾明

一 はじめに

二〇二二年四月二六日、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は、国の予防接種にもとづきB型肝炎ウイルスに感染した被害者のうち、慢性肝炎発症後いつたん鎮静化した後に再発した被害者は、再発時から除斥期間の起算を開始すると判断して、被害者らの請求を棄却した原判決を破棄し、福岡高裁に差し戻しました（原審は損害額を判断せず棄却）。

二 B型肝炎訴訟における慢性肝炎被害者に対する除斥期間の問題

B型肝炎訴訟は、六歳までの間にうけた国の集団予防接種の際にウイルスに感染させられたとして国家賠償を求めている裁判です。二〇〇六年六月一六日、最高裁判所は、先行訴訟の五人の原告全員について、国の責任を認める画期的な判決を下しました。この判決も、慢性肝炎の発症は提訴の二〇年以内である被害者に対し除斥期間を適用した原判決を破棄し、二〇〇四年四月二七日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決（以下、「じん肺判決」）同様、予防接種時ではなく慢性肝炎の発症という損害発生時を除斥期間の起算点としました。

その後も被害救済の責務を放棄した国に解決を求め、二〇〇八年に全国で集団訴訟を提起しまし

た。厚労省前座り込みや国会での追及などをへて二〇二二年六月二八日、被害者認定基準と支給される和解金額の枠組み合意である基本合意を、全国原告団弁護団と厚生労働大臣との間で締結しました。慢性肝炎被害者に対して、「発症後提訴までに二〇年を経過したと認められるもの」に対し、除斥期間の適用を前提として二二五〇万円の損害賠償金を支給をせず、一五〇万円または三〇〇万円の「政策対応金」を支給する内容が含まれていました。肝硬変や肝がんなどの重症の被害者の命のあるうちに迅速な救済を実現する必要性からの、苦渋の決断でした。和解を仲介した札幌地裁の裁判長も、国会での適切な解決を求めるとコメントしました。二〇二二年秋の臨時国会で特措法ができる際も、原告団は「立法するなら除斥を乗り越えるべきだ」として区別の法定化に反対しました。

長い期間苦しんだ肝炎患者が、古いカルテが保存されていた偶然で切り捨てられる不合理などがあり、可能な限り除斥問題も乗り越えられるよう個別事例で闘ってきました。

三 B型慢性肝炎の可逆的損害における、 確実に証明可能な将来損害

B型慢性肝炎は、幼少期の感染によりキャリアとなった後、二〇代前後に免疫応答で肝炎を発症し、六カ月以上継続する病態です。年率一〇パー



旗出しをする三苫和喜弁護士(左)、岩下祐子弁護士(右) (間にいるのは小宮和彦九州弁護団長(左)と、上告人の平野裕之さん、一番右が筆者)

セント強でウイルス変異(セロコンバージョン)が起こり、数年の経過で鎮静化し非活動性キャリアとなります。自分が慢性肝炎を発症するか否か、それがいつかは不明なので、じん肺同様、その発症時は独立の除斥期間の起算点となります。他方、じん肺は、いったん発症すると、少なくとも同程度の症状は生涯継続する(不可逆的損害)ため、その限度での損害は発症時に確定します。しかし、さらに重症化するか否か、それがいつかが不明なため、労務管理上の法的区分である「管理区分」が進展すると、その時点が独立の除斥期間の起算点となります。

B型慢性肝炎の場合、最初の発症時には、数年間の肝炎継続被害と、その後鎮静化して生涯非活動性キャリアが続く被害は確定的といえます。ところが、

鎮静化した後、一〇〇〜二〇〇%の症例では肝炎を再発します。最初の発症時に、将

来の抽象的な再発可能性はありますが、自分が実際に再発するかは不明であり、その時期も不明です。すると、肝炎鎮静化後の再発は、じん肺の管理区分の進展と同じく、最初の発症時とは独立の除斥期間の起算点となります。これが受理申立理由であり、認められました。

原審(福岡高裁平成三二年判決)は、合理的で自然な一審判決(福岡地裁平成二九年判決)を無理矢理覆しました。それは、慢性肝炎という病態は全部一個だと言うだけで論理は不明でした。しかし、それでも二%未満という確率でしかひっくり返せないのが上告審です。

私たちは、じん肺判決等の最判違反を中心として上告受理理由としました。補充書も五まで提出するとともに、要請行動を重ねました。

最高裁判決の判断は概要以下の通りです。
B型肝炎に関する知見によれば、①再発の肝炎(HBe抗原陰性慢性肝炎)は、慢性B型肝炎の病態の中でもより進行した特異なものと言わべきであり、②どのような場合に再発するのかは現代の医学ではまだ解明されておらず、③最初の慢性肝炎(HBe抗原陽性慢性肝炎)の発症の時点で、後に再発することによる損害の賠償を求めることも不可能であるから、再発の損害と最初の発症の損害とは質的に異なるものであって、再発の損害は、再発時に発生し、そのため除斥期間の起算点

も再発時となる。

「あらかじめ客観的に証明し得ない不確実な将来損害」は、現にその個人に生じたときに客観的に生じる、この理は最判昭四二年七月一八日で示されており、受理理由の一つとして挙げたこの最高裁昭和四二年判決違反も、排除されませんでした。「あらかじめ損害を請求し得ない時点」に、権利消滅のためのカウントダウンをすることは許されないという法理が示され、被害者を救済し、司法の役割を果たしたすばらしい最高裁判例といえます。

四 迅速かつ全体的な解決を

裁判長の補足意見では、満額支給が示唆された上、「極めて長期にわたる感染被害の実情に鑑みると、上告人らと同様の状況にある特定B型肝炎ウイルス感染者の問題も含め、迅速かつ全体的な解決を図るため、国において、関係者と必要な協議を行うなどして、感染被害者等の救済に当たる国の責務が適切に果たされることを期待するものである」とされました。

ほかに一〇〇名以上いる再発型の肝炎被害者のほか、二陣として福岡高裁に係属中の継続型事案(極めてまれな、鎮静化せず長期継続するもの)も含め、国に、「法の支配」に基づき除斥問題の迅速かつ「全体的な解決」(可能な限り除斥期間を適用しない)を求めていきます。

地裁判決で勝訴

元の生活をかせせ原発事故被害いわき市民訴訟

東京 笹山 尚人

一 いわき市民訴訟の勝訴

二〇二二年三月二六日、福島地裁いわき支部は、いわき市民訴訟に関し、国の責任を認め、原告一五四一名に対し、国と東電に総額二億四三二万円の支払いを命じる判決を言い渡した。この事件の提訴は、二〇二三年三月二一日。実に事故から十年、提訴から八年。長い長い裁判だった。旗出しの瞬間、いわき支部前は、勝利の判決を待ちわびた、いわき市民の歓声で沸き返った。

二 いわき市民訴訟の概要

(1) いわき市は、福島第一原発の南側に位置し、最も近いところで同原発から三〇kmあまりに位置する。一部地域が屋内退避区域となったものの、いわき市全体としては避難地域の指定を受け



いわき支部前旗出しの様子

なかった。しかし、事故直後のいわき市は、未曾有の混乱に見舞われた。

れて物資の流通が止まり、また、放射線被害の状況が判然としない中、避難をしないままで大丈夫なのか多くの市民が混乱に陥り、半数以上の市民が何らかの形で避難を経験するに至った。

事故直後の混乱期が終息した後も、いわき市は低線量の被ばくに見舞われている。この状況の中で、従来のいわき市民の暮らしは変容を余儀なくされ、野山や川、海などの自然を楽しみ、そこからあがる幸を享受するといった穏やかな生活は奪

われた。その変化は今も続いている。

このように、事故の影響を少なからず受け、生活は変容したため、安心して住み続けることができないいわき市の確立をめざし、いわき市民が集団で生命、健康への心痛を被害として訴える「いわき市民訴訟」が提起された。

その後二度の追加提訴があり、原告団は合計一五七四名となった。いわき市の人口は、三〇万人を超えるから、全市民の五%ほどが訴訟に参加している計算になる。

集団訴訟としては、避難指示を受けなかった地域の原告のみで構成される裁判という特徴があり、この種の訴訟として我が国唯一の訴訟である。

(2) この訴訟は、二〇二三年九月一九日に第一回口頭弁論、二〇一九年一月から立証段階に入り、原告本人尋問を合計三〇名程度行い、二〇二〇年

三月一六日には高木竜輔准教授(尚絅学院大学)の専門家証人の尋問を行い、同年一〇月に結審、このほど判決となった。

(3) 本件の争点は、大きく言って三つであった。

① いわき市民が受けた損害について、原告らは、憲法二三条などに基づく平穩生活権の侵害としたが、その内容について実態に応じた時期区分として、事故直後二カ月間程度の多くの市民が避難を余儀なくされ、避難しなかった(できなかった)市民も受けた塗炭の苦しみの時期、事故後から二年程度の情報も未確定で市民生活も多くの混乱を見せていた時期、その後の生活は落ち着いたものの低線量被ばくによる不安により元の生活を回復できていない時期の三区分を設けて主張した。被告らはこれらの損害について全面否認。この損害が認められるか。

② いわき市民にもたらされた被害について、国に国家賠償法上の故意過失、規制権限不行使の違法との被害に対する責任が認められるか。

③ いわき市民にもたらした被害に関する東電の過失あるいは被害に対する悪質性。

三 判決の内容

(1) 判決は前記争点に即して言えば、③の東電の悪質性について否定したものの、①のうち、基本的に二〇二一年九月までの被害を認め、②も肯

定した。

(2) 判決は、国の規制権限不行使の違法性に関して、二〇〇二年「長期評価」について、その後の貞観津波の調査等の知見の蓄積を踏まえれば、取り込むべき知見であったとして、経済産業大臣の不作為は、二〇〇九年八月の時点で、審議・判断における著しい過誤、欠落があったと認定し、国の国賠法上の責任を認め、同じく東電の過失も認めた。

また、いわき市の二〇〇一年三月及び四月の状況について、「放射線被ばくによる健康被害の不安、恐怖を抱くことが当然の状況」であり、「混乱の程度は避難指示等の対象となった本件原発の二〇km圏内の地域と大きな差はなく「事実上避難を強いられる状況になったことは疑いようがない」と認定し、また、「避難者の数も相対地区以上に多く、これらの状況は明らかに他の自主的避難等対象区域と一線を画している」と認定した。それを踏まえ、二〇二一年九月までの賠償を必要とするなどの判定を行った。

四 判決の評価

(1) 最大の争点であった国の責任については、同種訴訟でも判断が分かれており、全国的にも重要な争点である。この点を肯定した意義は大きい。また、いわき市民全体が受けた被害を認めた点の影響も大きい。

以上を踏まえ、私は大きな勝訴を勝ち取ったと考えている。

(2) もちろん不足もある。判決は、国から指示がなかったのに東電が対応しなかったとしてもやむを得ないといった論旨で東電の悪質性を認めなかったが、東電は福島第一原発の管理者として厳重な管理注意義務を負う上、国に対して自らの管理責任が軽くなるように働きかけてきた事実もある。悪質さが無いとの判定には到底納得はいかない。

また、原告らに認められた損害の時期、金額は、基本的に二〇二一年三月・四月は各六万円、五月から九月までは各三万円という内容であり、実態からすれば極めて貧弱と言わざるを得ない。

(3) ただし、私は、勝ち得た勝利の内容をこそ重視し、更なる前進を目指していわき市民の安全安心の暮らし作りに貢献できればと思う。長い裁判の間に、百名近い原告がこの世を去った。彼らを含めた原告団が勝ち得た判決は、いわき市の将来への希望である。

国と東電は当然のように控訴した。私たちも控訴した。仙台高裁のたたかいが始まる。仙台高裁では、山形訴訟、宮城訴訟もすでにたたかっており、津島訴訟も早晩仙台高裁にあがってくる予想される。共闘体制をもつくりながら、たたかいを大きく広げるつもりである。

問題だらけの 土地利用規制法案

東京 馬奈木巖太郎

1

現在、土地利用規制法案が国会で審議されています。法案は安全保障上重要な施設や国境に係る離島の機能を妨害する行為を防止することを目的に掲げています。自衛隊や米軍基地、海上保安庁の施設、原子力発電所など重要インフラ施設のうち、政府が安全保障上重要だとする施設の周囲おおむね一キロ、また国境に係る離島を「注視区域」というものに指定します。その区域内の土地や建物の所有者や賃借人の国籍や利用実態を調査できることとなります。必要に応じて報告を求め、応じない場合、罰則を科す規定もあります。また、とくに重要とする施設周辺や離島は「特別注視区域」に指定し、調査に加え一定面積以上の土地や建物を売買する際は、事前の届け出を義務づけます。電波妨害や偵察など「機能を阻害する」行為があるとされれば、中止するよう勧告、従わない場合、罰則を伴う命令を出します。こう書くだけでも極めて問題が多いことがわかるとは思います。列挙すると次のような問題があります。

- ①法案の内容が日本国憲法の平和主義に反するもので、憲法が前提とする価値観と相容れない
- ②立法事実がない
- ③区域指定に国会が関与せず、第三者機関が内閣総理大臣の判断を覆せる手段もない
- ④調査内容に限定がなく、調査対象者の限定

もないなか、市民運動に対する濫用のおそれがあり、それらを抑制する制度的担保もない

⑤罰則が予定されているが、規制の鍵概念が「機能」という抽象的な文言にからしめられており、規制対象の特定が包括的に政府に委ねられている

⑥勧告や命令に対する不服申し立てが認められていない

⑦土地収用法で具体化されているように、防衛にかかる土地の収用・利用を認めてこなかった従来の原則が平時の段階から覆されることになる

なお、法案の問題点の詳細については、別稿「欠陥だらけの土地利用法案」WEB論座

<https://webonzasahi.com/politics/articles/202104240001.html>

もご参照ください。

2

自衛隊施設周辺などで外国資本による土地の購入が明らかになり、安全保障上の懸念だと指摘されていることなどが、法整備を必要とする理由だと説明されています。たとえば、北海道は、毎年政府に対し、安全保障上重要な施設周辺の土地の取得や利用を規制するよう求めています。また、諸外国でも同様の規制があるということも理由に挙げられています。たとえば、米国では去年、軍事施設近くの外国資本による不動産購入について大統領に取引を停止する権限が付与

されました。オーストラリアや韓国では区域によつて外国人が一定額以上の土地を取得する場合には、事前許可を得る必要があります。イギリスでも事前申告を求める法改正が進んでいます。

しかしながら、外国資本が自衛隊施設周辺の土地を購入したことよつて何らかの問題が起きたという事実はこれまで明らかになっていません。また、行為に基づくのではなく一定の属性、しかも大括りの属性に基づき、特定の人々を潜在的な脅威であるかのように扱うという発想は、個人主義に立脚する日本国憲法の発想と相容れるものではありません。こうした考え方自体が、周辺諸国との緊張関係を強めることにもつながります。

3 紙幅の関係から、問題点を限定して取りあげたいと思います。

まず、指定区域は法案では明示されておらず、政府が法律制定後、基本方針を定め、審議会の意見も聞いたうえで、個別に指定することになっていきます。調査対象は土地の所有者だけでなく、賃借人も含みます。追加調査も必要になるため、対象者は膨らんでいきます(条文上、関係者の定義は与えられておらず範囲が限定されていません)。

また、調査については、これまでも防衛省が全国の施設周辺について調査をしてきましたが、法案では、市町村に対して住民基本台帳などの提供

を求めることができるとし、それ以外の資料も必要と判断されれば関係者に報告するよう求めることができるとされています。報告を求め、報告に応じなかったり、虚偽の報告をすれば、罰金が科されます。個人情報やプライバシーにかかわる情報のみならず、思想信条に立ち入る情報にまで及ぶおそれがあります。所有者が外国政府と密接な関係を持つケースなどが想定されていますが、そうした判断をするためには氏名や住所などの情報だけでは判断がつかないはずです。

さらに、規制についてです。政府は調査によつて、電波妨害やライフライン供給の阻害、侵入の準備行為などが明らかになった場合には、中止を勧告、従わなければ罰則を伴う命令を出すとしています。こうした事態を想定して、条文上は、「我が国を防衛するための基盤としての機能」や「国民生活の基盤としての機能」といった文言が用いられています。が、「基盤」という抽象的な文言に加えて、「機能」というさらに抽象的な文言が重ねられており、これらの具体的内容は閣議決定に委ねられています。罰則を伴うにもかかわらず、その具体的内容の特定をいわば包括的に政府に委ねるとするのは、罪刑法定主義の原則からしても大問題です。「機能」の解釈次第では、基地建设反対や基地監視の活動など憲法上保障された権利を実践する活動までもが「阻害」だと扱われる

危険性もあります。

4 今回の法案は、日本国憲法の平和主義に反するものですが、そうした点を措いたとしても問題点や欠陥が多く、罰則を予定する法案としての体をなすものではありません。

私権の制限を政府に丸投げするという発想は、権力不信の原則に立脚する立憲主義の考え方からしても問題です。国会が自ら役割と責任を放棄するという意味でも問題です。

諸外国でも同様の規制はあるからとして、こうした規制を当然視する声もありますが、こうした規制が必要とされるのは、周囲との関係で脅威を有し、あるいは相手にとつて脅威となっているからに他なりません。

そうであるなら、必要なのは双方にとつて脅威となる条件や環境を改善していく努力なのであり、それこそが日本国憲法の示す方向性のはずです。

法案は、こうした考え方に真つ向から対立するものであり、平時の有事化を進めるものでしかありません。

コロナ対策に加えて、国民投票法やデジタル関連法、入管法、少年法などいくつもの問題があり、土地利用規制法案についてはあまり目立っていませんが、こうした立法を許さない取り組みが重要です。



大北森林組合補助金 不正受給事件住民訴訟

長野 山崎 泰正

1

長野県からは、ある意味「森林県」らしい事件の取り組みを紹介します。

この事件は、長野県の北安曇地方事務所（当時）が、二〇〇七年から二〇一三年にかけて、大北森林組合等からの全く実績のない申請、あるいは要件を満たさない申請に基づき、総額二六億円超の補助金を不適正に支出したというものです。その結果、長野県は国から補助金の返還命令のみならず、約三・五億円の加算金を課されました。

2

二〇一四年四月に地方事務所職員が本庁に不正を告発したにもかかわらず、本庁の対応は鈍く、県が本事件を明らかにしたのは翌二〇一五年一月末でした。この公表でも、県が設置した検証委員会でも、県は「県職員が不正を働きかけた事実はない」「あくまで主導的な実行者は組合である」とのスタンスでした。知事・副知事や本庁林務部の責任を認めようとはしませんでした。

3

県が押し隠そうとした真相の欠片が見えたのは、刑事裁判の公判廷でした。二〇一七年三月に森林組合元専務理事に有罪判決が為されましたが、その理由中で裁判所は「当該地方事務所では、降雪期で補助金の対象となる工事や作業が不可能であるのに県林務部から執行未了の予算の消化を割り当てられ、本来は補助金の交付が許されない、工事や作業が完了していない事業について補助金を交付する『闇繰越』などと呼んでいた違法な手段を使っても予算を消化するよう迫られていた」「予算の見合った行政サービスの提供より、数値上の予算の消化が従事されていた」と、本庁林務部からの予算消化の圧力が本件の背景にあったことを指摘しました。

4

地方事務所の末端職員の責任のみを問う、本庁幹部は不問にする県の姿勢に、県民から「トカゲの尻尾切りではないか」との怒りの世論が巻き起こりました。

県の法的課題検討委員会をふまえ、県は二〇一七年九月に対応方針を発表し、二〇一八年二月に県監査委員会は、地方事務所職員二名に四五〇万円の賠償請求をすべきとの監査報告を行い、知事はこれを妥当としました。本件の真相は明らかにされないままに、全ては地方事務所や森林組合の責任にされようとしていました。

二〇一七年九月、六〇六名が住民監査請求、一月に監査請求が棄却されたことから、一二月に三・四名の県民が、知事・副知事・歴代本庁林務部幹部に対し損害賠償請求を為すことを求める住民訴訟を提起しました。なお、住民訴訟の一年の期間制限の関係で、国から課された加算金についてのみ賠償を求めるものとなりました。

5

世論に応える形で住民訴訟を起こして、ものの、訴訟の主張立証のハードルは高く険しいものです。個々の職員の財務会計上の違法行為、即ち、本庁林務部の個々の幹部が不正にいかに関わったのかの主張立証が原告側に求められました。それは、県庁内の「ブラックボックス」と言えるもので、内部告発でもない限り、外部の原告・弁護士からは窺い知れません。

6

弁護士は、それをこじ開ける最初のカギを、刑事記録に求めました。送付嘱託で取寄せたところ、四〇〇枚超となりました。

この刑事事件も、その責任追及は本庁幹部に向けられたものではありませんでした。それでも、地方事務所職員の調書の中には、自分たちは不正をせざるを得ないように強いられた立場なのだという悲痛な叫びが随所に垣間見えました。その大旨は「年度末になってから本庁担当者から全県の残予算消化を依頼された。本庁の依頼は断れない。本庁が強引に消化を依頼することがなければ組合に『闇繰越』を依頼することはありえなかった」というものです。

『闇繰越』とは、年度内に施工が終了していないために当該年度の前算から支払いができないとき、本来ならば「予算繰越手続」をとるべきなのにそれをとらず、施工終了したとして支払ってし

まう違法支出の方法を指す言葉ですが、このような言葉が存在すること自体が、『闇繰越』が常態化していたことを物語ります。

北安曇地方事務所に年度末に押し付けられた追加予算を検証すると、二〇〇八年二月に二五〇〇万円、二〇一二年三月に一八〇〇万円、一三年一月に二〇〇〇万円を押し付けられていました。この時期、北安曇地方事務所管内は、積雪のために追加工事による予算消化などできつこいのです。それを百も承知で、本庁林務部は北安曇地方事務所に年度末になってから予算を押し付けていたのです。

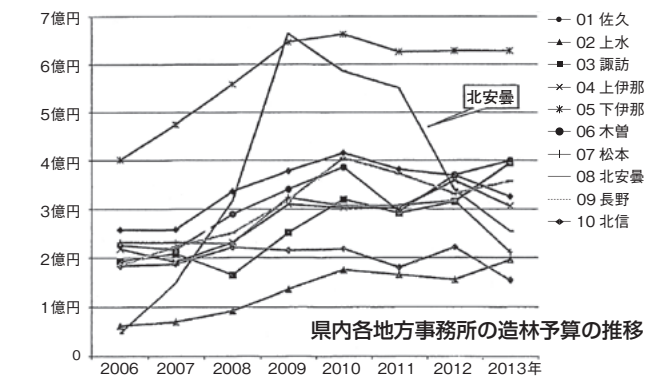
7

更に予算の検証を進める中で、県内の地方事務所の中でも北安曇地方事務所はとりわけ予算の増加が著しいことが分かりました。

下図は県内各地方事務所の造林予算の推移ですが、北安曇地方事務所の造林予算は二〇〇六年には県内最下位であったのが、わずか三年後の二〇〇九年には県下一位となり、それから四年後の二〇一三年には下から四番目となっています。都合よく県内の剰余予算の押し付け先に使われていたことが、見て取れます。

8

この造林剰余予算が生じた原因は、長野県及び国の政策にあります。二〇〇〇年に初当選した田中康夫知事は、二〇



〇四年度に「長野県ふるさとの森林づくり条例」を制定し、この実行計画として「アクションプラン」を策定し、間伐を集中的に進めることにし、その補助予算を増大さ

せました。二〇〇七年度、国は、「京都議定書目標達成計画」に基づき、CO2排出量を緩和させる造林事業を推進すべき補助金予算を増大させました。長野県においても、二〇〇八年度「長野県森林づくり県民税」を導入して、県単独造林予算を増大させました。国は、二〇〇九年度以後、年度末に大型の補正予算を組むようになり、造林予算も増大させました。二〇一一年、国は東日本大震災復旧復興支援事業として森林整備事業に対する予算を増大させま

した。

他方で、林業従事者数や木材価格は低迷しており、増加した予算の受入れ先はなく、予算消費のためには、造林予算を押し付ける必要が生じてい

たのです。

9 訴訟は、主張が終了し、いよいよ人証調べが始まります。

尋問の中でどこまで「ブラックボックス」を明らかにできるか、私たちの手腕が問われます。

「司法はこれでいいのか。」

裁判官任官拒否・修習生罷免から五〇年 出版記念集會に参加して

あいち 北村 栄



定 価：2000円＋税
出版社：現代書館
四六判 368頁

四

月二四日、二三期の表題同名の本の出版記念集會が東京・市ヶ谷において行われた。

二部構成で、第一部が「司法の現状把握と希望への道筋」と題する三名によるパネルディスカッション、第二部は「具体的事件を通じて司法の希望を語る」との構成で、リアル約六〇名、ズーム約九〇名と多くの方々に参加し、大好評であった。

つた再任拒否事件の当事者二三期の宮本康昭会員の「もう一度力を振り絞って国民の運動の支えになっていくことを決意しようと思います、二三期のみなさんと共に」の言葉が紹介された。その意欲、両者の結びつきの強さにまず驚いた。

第

一部では、バネラーの西川伸一明治大学教授（政治学）が司法の現状につき最高裁の

女性判事を増やす観点からの切り口で、最高裁の司法官僚的人事慣行を鋭く分析、批判をされた。また、岡田正則早稲田大学教授（行政法）は、日本の近代化事情により司法が行政に従属的になっ

冒

頭、「開会の挨拶」（澤藤統一郎会員）、「出版と集會の目的と思い」（村山晃会員）、「五

〇年前に何があったか、当事者として」（阪口徳雄会員）の簡潔かつ力強いお話があり、同時期にあ

た経緯から、自身が行政事件で鑑定意見書を多数執筆された経験をもとに司法の歪みを指摘された。伊藤真弁護士は、情けない忖度判決が出る安保違憲訴訟でも若手がベテランとタッグを組んで怯まず活躍し、頑なな司法の裂け目を切り開く努力が日々続けられていることを力強く語られた。特にデイスカッションの中では、弁護団は担当裁判官の経歴までは調べるが、その裁判官の書いた他の事件の判決・解説まで調べる所は少ない。しかし、同種事件でなくてもどんな論理構成を使っているか、判断をしたのか、どんな思考回路をしているのか等はぜひ調べるべきだとの意見が出たが（山中

理司弁護士の日Pに充実した裁判官情報があるとのこと）、これは人権研究交流集会でもベテラン裁判官もそこに大きなヒントがあると強調しておられた。最後に、パネラーの意見をまとめて、司会の梓澤和幸会員が希望の道筋として、「裁判官の良心をどれだけ自由に解放するか」が我々の任務だと力強く語られた。

第

二部では、最近の五つの具体的事件を取り上げ、その弁護団から勝訴の原因や現場から見える司法・裁判官の問題点等の報告がなされ、その後ディスカッションが行われた。

紙数の関係でわずかしか紹介できないが、東海第二原発訴訟では差止訴訟にもかかわらず裁判官と喧嘩までして毎回原告被害の弁論を行ったこと。生活保護引下げ大阪訴訟では裁判官の見識と勇気、そして原告、弁護団、支援の会の連携の充実と全国での総力を挙げた取り組みがうまくいったこと。「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟では、弁護団の「この原告のカップルが結婚できないこと」をどうにかしたいという強い思いと裁判長の女性としての積み上げたキャリアの中での経験も後押しになったのではないかと。建設アスベスト訴訟では、過去の公害訴訟の先人の成果を発展させ、敗訴判決にも学び、全国に同時多発的に訴訟を起こしたこと、法廷で被災者が被害を切々と訴

えたことが勝利に繋がったこと。東京大空襲訴訟では、東京高裁判決でも多大な苦痛を受けた原告らの不公平感や心情的に理解できるとはされたが司法の限界とも言われ、現在立法に向けて地道に活動を続けていて、一番司法の問題性に直面している弁護団であることが紹介された。続けて、二期の森野俊彦元裁判官は四〇年の裁判官の経験から、内心良い判決を書きたいと思っている人もいること、ただ被害者の声が届かなくなってくるそれが薄れてしまうので弁護士はそれをより立てるようがんばって欲しいとの発言があった。

そ

の後のディスカッションでは、市民(支援者)からどうして裁判所は勇気を持って憲法にある違憲審査権を行使しないのかとの根本的疑問等が出された。二期の山田万里子弁護士からは、裁判官に対して、共感に止まるだけでなく、人としてこの実態から逃げてはいけないとの、さらに一步超えた思いまで持ってもらうことの重要性が語られた。

一

これらの議論を聴いて思ったのは、先人から言われる「被害に始まり被害に終わる」の格言や、またその被害の事実を提示しとことん裁判官に訴えることの重要性であったが、一方、「弁護士も多くに、このような水準の法廷活動を求め

ることは非現実的ではないか。むしろ、平均的な能力の弁護士による平均的な時間と労力を使っての法廷活動で、なぜ裁判官の説得ができないのかが問われねばならない」(澤藤統一郎会員の「憲法日記」)「市民の常識が裁判となる改革」(豊川義明弁護士の討論のまとめ)も非常に重要な指摘である。まさに、本来の意味の「司法改革」が必要とされ、今回の集會が持たれた所以であると思う。

最後の上野議長「青法協の裁判官部会を復活させたい。その気概がなくてどうする!」との挨拶も素晴らしかった。二期の大先輩も心を熱くしていた。

私も最後の方にこの会の準備に関与させて頂いたが、二期の結束、友情と熱情を体感し、感激しっぱなしだった。私も先人と先輩を繋ぐ使命を再認識させて頂いたが、二期の先輩方は、今日が出発点にすぎなく、さらに次の課題に取り組みうとズームで熱い会議をすぐに始めている。我々も負けてはおられない。最後に、すごいレジユメ(資料)なので、ぜひぜひ、読んで活用して頂きたい。

〈集會資料URL〉

- https://drvms/u/sIAv_CZ0nastrq
- <https://youtube/dKkY-08X77I>

〈集會動画URL〉



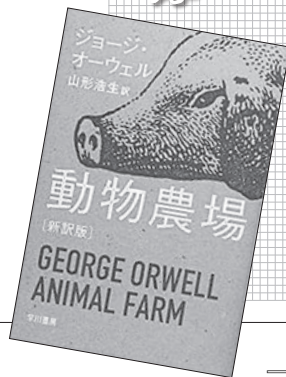
シリーズ
憲法を知るための

12作品

ジョージ・オーウェル、山形浩生訳

『動物農場(新訳版)』ハヤカワ文庫

東京 油原 麻帆



『動物農場(新訳版)』

二〇一七年一月発行

著者：ジョージ・オーウェル

山形浩生訳

出版社：ハヤカワ書房

定価：七七〇円(税込)

文庫判 二〇六頁

日

本国憲法二二条前段には、次のように規定されている。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。」

二三条の幸福追求権や二四条の平等権、二二条一項の表現の自由など何らかの権利を保障する規定と比べ、憲法と聞いたときにこの条文を真っ先に思い浮かべる人がどれだけいるだろうか。

政府による「政治の私物化」が問題になっている今日において、私たちは、今ある自由と平等が保障されたあたりまえの毎日を送るために、二二条について、今一度考えてみる必要があるのではないか。

今

回は、私たちが「不断の努力」を怠るとどのような結末が待っているのか示唆を与え

てくれる一冊を紹介する。

本作の作者であるジョージ・オーウェルの名前を聞いて、『九八四年』をその代表作として思い浮かべる人は多いのではないだろうか。この作品は、スターリン独裁下の旧ソ連を思わせるような世界が舞台となっている。今回の『動物農場』でも、レーニンを彷彿とさせるブタの老メイジャーや、メイジャーの死後、その後継者のように振舞うブタのスノーボールとナポレオンが登場する。スノーボールとナポレオンは、ご推察のとおり、レーニンの後継者の立場を巡り対立するあの二人がそれぞれモデルになっている。スノーボールとナポレオン、どちらがどちらをモデルにしているのか気になる方は、ぜひ本作を読んで答え合わせをしてみてはいかがだろうか。

さ

て、『動物農場』では、とある農場で日々農場主にこき使われ、過酷な生活を送っていた動物たちがメイジャーの声で立ち上がり、「独裁者」である人間の農場主を追い出すところから物語が始まる。独裁者を追い出し、自由を手に入れた動物たちは、「すべての動物は平等」という理想を実現するために「動物農場」を設立し、七つの基本的ルール、「七戒」を決めた。

「七戒」には、次のように規定されている。

- 一 二本足で立つ者はすべて敵。
- 二 四本足で立つか、翼がある者は友。
- 三 すべての動物は服を着てはいけない。
- 四 すべての動物はベッドで寝てはいけない。
- 五 すべての動物は酒を飲んではいけない。
- 六 すべての動物はどんな動物も殺してはいけない。

ない。
七 すべての動物は平等である。

この「七戒」には、動物たちが決めたルールをどのように運用、実践をしていくのかということを決めた規定はない。また、このルールの内容をどのように変更するのかどうか決めた規定もない。「七戒」の扱い方のルールが定まっていなかったため、ルールは物語の中で少しずつ形を変えていき、最後には

「すべての動物は平等である。だが一部の動物はもっと平等である。」

というたった一つのルールしか残らなかったのである。

最後に残ったルールにおける「一部の動物」が、一体何を示しているのかはきつとご想像のとおりである。

この物語では、「一部の動物」以外の動物は、「一部の動物」に迎合し、すり寄るもの、「一部の動物」を盲目的に信じるもの、「一部の動物」に多少抵抗するものの対抗するだけの力も術も持たないものが出てくる。中でも、「一部の動物」を盲目的に信じるもの、すなわち「一部の動物」を変えたルールに疑問を持つこともなく、変更後のルールに

対し違和感を持たない、もしくは違和感に見て見ぬふりをして自分を納得させるものが圧倒的に多数である。

このように、自分たちに都合の悪いこと、不利益となることに無関心なもののばかりだったからこそ、「一部の動物」たちは、最初に決めたルールを少しずつ自分たちに都合のよいものに変更することに成功したのである。

で

は、現代の日本において同じことが起こらないといえるか。

昨年突然退陣した前政権下だけでも、特定秘密保護法、安全保障関連法、カジノ法、水道法改正、入管法改正など、運用次第では私たちの権利を脅かす危険のある大きな法律が多数制定及び改正された。特に印象的だったのは、憲法九条の解釈変更である。条文そのものを改正することに厳格な手続きを要する憲法の条文について、解釈変更という方法により内閣の閣議決定一つでひっくり返してしまう、そんなことが民主主義、国民主

権が憲法で定められた日本においてまかり通ってしまった。また、あまりニュースなどで取り上げられていない水道法改正についても、実際には私たちの命の源である水に関して非常に重大な問題が生じる可能性が出てくるものである。これら憲法の解釈変更、法律の改正について国民のどれだ

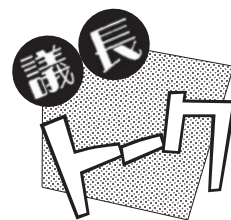
けの人が認識し、関心を持っていたのだろうか。

さらに、現政権になって早々には学術会議の任命拒否問題が発生した。これも、今までの慣習的ルールを政府の一存で変更してしまうものである。この件に関しては大々的なニュースとして報道され、知っている国民も多いだろう。だが、この問題に興味を持っている人はどれだけののだろうか、任命拒否がなぜ問題とされているのか考えている人はどれだけののだろうか。

そうだとすれば、物語の動物農場が迎えた結末は、決して他人事ではない。私たちの多くが日々の生活に追われ、政治や法律に向ける関心をなくしているうちに、ルールは刻々と「一部の動物」たちに都合の良いように変えられている。

憲

法二二条には「不断の努力」と書いてあるだけに、「不断の努力」として具体的に何をすればいいのかまで示してくれてはいない。私たちが、本作における「一部の動物」にならないために、何をどう努力すべきなのか、この本を読みながらじっくりと考えてみることから始めてみるのはいかがだろうか。



「家事分担で良かったこと」

家事分担と育児の話では、大変だったと部分が目立ちました。皆さんから、良かったことはないのか？と聞かれましたので、書いてみます。

やはり、子どもとの関わりですね。保育園にお迎えに行くと、なぜか子どもはうれしげに走ってきます。その様子を見てみると、仕事のストレスがすつ飛んできます。夕食をパクパクと食べながら、三人三様のおしゃべり。風呂に入れて、寝かしつけて。こちらも大いに満たされます。義務感ではなく、理屈抜きで頑張ろうとパワーが出ました。世のママさんが毎日毎日、孤軍奮闘で頑張れるのは、これなんでしょうかね。

そうすると、「妻は、役割分担で納得ずくで家事を担っている」と考えると勘違いも甚だしい、ということになるかもしれない。「あなたが家事をやるうとしないし、求める」と怒り出すから、もう諦めてるのよ」かもし

れません。だって、夫が家事もできて、文句も言わず分担してくれるなら、誰だって任せよう。そういう諦めを夫に対して、意識的にも無意識的にも抱いていることは、何かしら良くないことではないだろうかと思えます。

子どもの様子や気分、好きなもの嫌いなもの、性格や考え方、成長具合も良くわかっていきますので、妻との意思疎通もスムーズでした。「あなたに任せたことですよ」と言われたら、私も怒りますね。そういうことではないでしょう、と。

「三つ子の魂百まで」と言いますが、本当です。上は大学生、下も高校生になりましたが、感じ方や反応が、意外と変わってないなと思います。二番目の子は、今、少々難しいこともありますが、それでも三歳のころの朗らかさや優しさがチラチラと見え、まあ、大丈夫だろう、と思えます。

子どもは、親も寝ようとしていると寝付きがスムーズでした。安心するのか、諦めるのか。なので、私も一緒に寝てしまうのがよろしいのです。それが安全弁になり、私の健康面でもプラスになりました。週三日は、早く寝る契機があるわけです。

夫婦間の衝突も随分少なかったのだらうと

思います。全部押しつけたことがないので、比較ができないですし、実は、妻の方がやはり負担が多いのだらうなとも思うのですが、それでもストレスの契機は減っているでしょう。

全自動洗濯機、ロボット掃除機、食洗機、電子レンジなど、色々便利なものができて負担が減ったからこそ、夫婦で分担できるようになったのかもしれませんが。保育園には本当にお世話になりましたし、双方の両親には物理的にも精神的にも助けられました。

それでも、家事や育児を分担することは、自分の家族と、より長い時間を過ごすことになります。そこには、「良かったこと」などと簡単には表現できない、意義や意味がありました。私は、今、人生をリセットして、「家事と育児をやらな選択肢もあるけど、どうする？」と問われたとしても、やはり分担することを選びます。人生の愉しみを奪わないでほしい。全部負担は嫌だけど（これ重要）。

西の彼方には、一七時に仕事が終わって、夕方には両親が揃い、夕食を作って、家族で食べる、その後はゆっくりと夜を過ごす、そんな国があるらしい。日本もそうなればよいのね。（続く）

（青法協弁学会同部会議長 上野 格）

デジタル監視法案の参議院本会議の可決・成立に強く抗議する

法律家・法律家団体の抗議声明

二〇二二年五月二日

デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク

共謀罪対策弁護士団 共同代表 海渡 雄一
秘密保護法対策弁護士

共同代表 海渡 雄一・中谷 雄二・南 典男
社会文化法律センター 共同代表理事 宮里 邦雄

自由 法 曹 団 団 長 吉田 健一
青年法律家協会弁護士学者合同部会

日本国際法律家協会 長 上野 格
日本反核法律家協会 長 大熊 政一

日本民主法律家協会 理事 長 新倉 修
三宅 弘 元総務省行政機関等個人情報保護法制研

究会委員 弁護士
平岡 秀夫 元法務大臣・元内閣官房国家戦略室室長

青井 未帆 学習院大学教授
池本 誠司 元消費者庁参事 弁護士

右崎 正博 獨協大学名誉教授

白藤 博行 専修大学教授

晴山 一穂 専修大学名誉教授

一 デジタル改革関連法(デジタル監視法)の成立に
強く抗議する

本日、参議院本会議において、デジタル改革関連六法案(デジタル監視法案)が、自民党、公明党、維新の会、国民民主党の賛成多数により可決・成立した。

デジタル監視法案は、そもそも一〇〇〇頁を超える六四本の膨大な東ね法案であり、しかも、その法案の内容が、本年二月九日に国会に提出されるまで、政府内部で秘匿されて一切不明であった。法案提出後も資料の誤りが多数発覚するなど不備が続いたが、衆・参両院の審議時間は、あわせて五〇数時間に過ぎず、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言のもとで苦しむ市民が、国会審議により、法案の全体像や問題点を十分に理解しその採否を判断する暇さえ与えなかった。

かかる法案提出の仕方や審議経過は、国権の最高機関で唯一の立法機関とされる国会(憲法四一条)のはなほだしい軽視であり、民主主義の原理に悖るもので

あつて、強く批判されなければならない。

さらに、デジタル監視法案の内容及び個人情報保護の保護を後退させ、憲法の保障するプライバシー権(憲法二三条)を侵害し、三権分立や法律による行政の原理に違反して官邸によるデジタル独裁にも繋がりがかねない危険があることから、我々法律家は、当初よりこれに反対してきた。

アジャイル型組織としてデジタル庁を通じての内閣総理大臣によるデジタル情報の国家独占管理体制となる危険や、自己情報コントロール権の確立には程遠い不十分な内容であることは、以下のとおり、この間の国会審議でも明らかとなっており、我々は、デジタル監視法の成立に、強く抗議する。

二 情報コントロール権が明記されず、
個人情報保護を後退させる危険があること

人は監視されていると感じると、自らの価値観や信念に基づいて自律的に判断し、自由に行動して情報を収集し、表現することが困難になる。すなわち、プライバシー権(憲法二三条)は、個人の尊重にとって不可

欠な私的領域における人格的自律を実現するとともに、表現の自由の不可欠な前提条件となっており、立憲民主主義の維持・発展にも寄与する極めて重要な人権である。高度な情報化社会でデジタル化を推進するためには、プライバシー権の保障を徹底し、自己情報コントロール権を確立し、個人情報取得、保有、利用、提供、廃棄のすべてに情報主体である個人の同意原則を徹底することが不可欠である。

今回成立したデジタル監視法は、情報コントロールを明記せず、個人情報保護を後退させて、市民のプライバシー権を侵害し、国家による監視を強化し、表現の自由を萎縮させて民主主義を危機に陥れる危険のある欠陥法である。

共通仕様により、国の諸機関や地方自治体からデジタル庁に集積された膨大な個人情報、権利主体の同意なく、企業や外国政府を含む第三者に提供され、目的外使用に供される危険がある。我々が特に危惧するのは、警察がデジタル庁・内閣情報調査室を経由して、内閣総理大臣としての権限でアクセスすることができ、パソコン操作によるわずかな手続のみで、自由に個人情報を取り出せる仕組みができるのではないかという点だ。

改正個人情報保護法六九条(利用及び提供の制限)の規定によれば、必要性、相当性があれば、個人の同意なく情報の利用・提供が可能である。この条文は改正前と同じであるから、我々の危惧は杞憂であると政府は答弁する。しかし、政府は、相当の理由や特別の理由ありとする個人データ共同利用について、個人情報

保護法の要件を限定する野党修正案にすら応じなかった。個人情報の利用・提供が、厳格に制限される保証は全くない。また、すべての情報が共通仕様化されて二元管理が可能となる前と後では、同じ条項の意味合いは大きく変わるであろう。

参議院審議の中で、与党側が推薦した参考人宍戸常寿東大教授は、「データの利活用によって監視に使われやすい仕組みには危惧がある。公共の場所での顔認証などは全面的に禁止するなどの措置が望ましい」との意見を述べている。しかし、センシティブ情報の保有を禁止するなどの措置は取られておらず、個人の同意なく政府や警察が取得できる個人情報の種類や範囲を限定する規定も存在せず、むしろ、保護の対象となる個人情報を、「容易に」特定の個人を識別できるとする定義に統一改訂することにより後退させている。

政府・警察による違法な個人情報の収集・保有、プロフィールリングや利用などの怖れはないと、政府は答弁しているが、これまでも、内閣情報調査室が文科事務次官であった前川喜平さんや望月衣塑子記者らの行動を監視していたことが明らかになっている。今後、市民や法律家がプライバシー権の侵害が本当にないか不断に監視し、後述する独立の監視機関の設置を求めていくことが必要である。

三 地方自治体による個人情報保護の取り組みを後退させてはならない

デジタル監視法は、これまでの分権的な個人情報保

護システムの在り方を根本から転換し、国による統一的な規制を行うとするものである。このような制度は、各公共団体において、住民との合意のもとで構築してきた独自の個人情報保護の在り方を破壊し、公共団体による先進的な個人情報保護制度の構築を後退させるものになりかねない。

デジタル担当大臣によって、「リセットする」と曖昧に答弁された個人情報保護条例の共通ルール化について、政府は、「法令委任事務以外は、別途アドオンして、必要に応じて標準準拠システムと情報連携が可能となる標準仕様とする。それでも独自サービスが提供できない場合、標準準拠システムの必要最小限度のカスタマイズはやむを得ないが、できるだけそのようなカスタマイズがなくても独自サービス提供可能となる対応をしたい。」と答弁された。しかし、自治体の独自の規制を維持するための財政的な裏付けも示されていない。

今後、個人情報保護委員会を通じて、自治体を指導監督するとされたが、自治体において収集した個人情報をもとに管理するかは、自治事務の一環であり、国がこれを一方的に支配・統合することは、地方自治の本旨(憲法九二条)、条例制定権(憲法九四条)に違反するものである。委員会による指導監督が自治体の優れた個人情報保護政策を抑制することになれば、条例制定権を侵害するものとして、厳しく弾劾されなければならない。

四 強大な権限を持つデジタル庁は独裁機関の危険がある

デジタル庁設置法によれば、デジタル庁は内閣直属の組織とされ、その長は内閣総理大臣である。このほかにデジタル大臣や特別職のデジタル監等を置くこととされている。

しかし、最初からこのような組織が構想されていたわけではない。昨年10月1日の朝日新聞記事によれば、デジタル庁の位置づけは①復興庁のような内閣直轄②内閣官房③内閣府④内閣官房に司令塔部分、内閣府にシステム構築部分を並立、の四案を検討していたことが明らかになっている(二〇二〇年10月1日朝日新聞記事「首相の目玉『デジタル庁』の準備室発足 調整事項は山積」より)。トップを役人出身の長官にするか、大臣を置くかどうかすらもが議論されていたのである。

また、政府答弁によれば、デジタル庁は、発足時は五〇〇人程度で、非常勤職員が二八人、その多くは民間企業からの出向だとされる。しかも、庁内には、局も課も置かれないアジャイル型組織とされる。必要に応じて活動内容を迅速に変えていくことができると思われるが、行政組織としてきわめて特殊で不透明な組織構成だ。構成員がトップと直接的につながるアジャイル型組織は、内閣総理大臣によるデジタル情報の国家独占管理体制につながる危険性については、国会審議によっても払拭されなかった。

また、このような体制で、本当に情報の漏洩が防げるのか、行政と巨大IT企業の癒着によって行政が歪められるおそれはないのか、国会審議によって多くの疑問が解消されたとは到底言えない。

デジタル庁は内閣府ではなく、内閣に置かれ、トップは総理大臣である。そして、デジタル大臣は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができ、行政機関は、当該勧告を十分に尊重しなければならないとされている。これは時限組織である復興庁にしかなかった規定であり、全省庁の中で抜きん出た権限が与えられている。デジタル庁が独裁機関化する危険性は国会審議でも払しょくされなかった。

先にあげた準備段階の議論を見る限り、デジタル庁と内閣総理大臣に、かかる異質で強大な権限を与える必要性は存在せず、普通の組織にし、独裁機関化させないためには、金融庁や消費者庁などと同様に、内閣ではなく内閣府(の外局)に置き、デジタル庁の長は内閣総理大臣ではなく特命担当大臣であるデジタル大臣とし、デジタル大臣の勧告についての尊重義務の規定はなくすよう、改正を求めていくべきである。

五 個人情報保護委員会の権限と組織の強化が不可欠である

このような強大な権限を持つデジタル庁の創設によって、プライバシー侵害が現実のものとならないようにするために、民間だけではなく、行政機関や地方自治体も二元的に管理することとなった個人情報保護委

員会の組織を、少なくとも公正取引委員会並みに、常時八〇〇名程度の職員と各地方事務所を有する組織に拡大強化することが必要である。

権限についても抜本的に強化されなければならない。まずは犯罪捜査と外交防衛分野について、どのような個人情報ファイルが作られているか、個人情報保護委員会に事前に通知する必要があるとする規定を改めることが必要である。

附帯決議によれば、相当の理由や特別の理由による個人データ共同利用については、個人情報保護委員会が行政機関を監督するとされているが、個人情報保護委員会の権限が勧告に留まるならば、適正な監督は不可能である。個人情報保護委員会による指導監督は、地方警察をも含む警察情報全般に及ぶことになる。それゆえ、特定有害活動(スパイ行為等)や共謀罪捜査の名の下に行われる個人情報の収集やプロフィールングに対しても、不正を糺す徹底した指導監督がなされるべきである。指導監督が勧告権限の行使を持ってしては不十分であることが明らかとなれば、個人情報保護法の更なる改正による個人情報保護委員会における行政機関に対する立入調査権や命令権限が認められるべきなのである。

個人情報保護委員会の国会に対する年次報告も、従来のもものでは全く不十分である。すべての行政機関、警察、地方自治体を対象とする厳格適正な調査とその結果の詳細な報告が、国会に対してなされる必要がある。

六 情報機関の監督強化のための新たな機関の

設立が必要である

アメリカには、特定秘密の指定を是正する複数のシステムが機能しており、いったん特定秘密に指定された情報の多くが、一般に公開されている。また、ドイツやオランダには、情報機関の集めた情報を見て、不適切な情報が秘密指定されていればこれを公開させ、あるいは、誤った個人情報収集されていればこれを訂正させる権限を持ったさまざまな国家機関が活動している。

わが国においては、特定秘密保護法に関連して設立された政府・国会の機関は十分機能しているとはいえない。国家公安委員会と地方公安委員会の監督は、公安警察活動に対しては機能していない。内閣情報調査

室、公安調査庁や自衛隊情報保全隊の活動についての監視システムは存在しない。日弁連などは、これまでも、情報機関（日本にはCIAのような中央情報機関はまだないが、公安警察、自衛隊の情報保全隊、法務省の公安調査庁、内閣情報調査室などの情報機関がある。）の活動、特定秘密指定などについて、政府から独立した監視機関を設立する必要があることを提唱してきた。公安警察や自衛隊情報保全隊などの情報機関の活動については、法律により厳格な制限を定め、また個人情報保護委員会とは別個に、独立した第三者機関による監督が必要である。この機関が、職権で、特定秘密や情報機関の集めた情報、デジタル庁に集約された情報等の中身まで見て、是正の勧告や命令までできる機関であることが必要である。

最後に

今回成立してしまったデジタル監視法は、以上のとおり、日本の民主主義と人権保障の未来を大きく左右する法律である。デジタル独占監視体制となっていないか、個人情報保護委員会の活動が適切に行われていないかなど、市民と法律家の監視を強め、必要な法改正を要求し、必要な改正がなされないとときは、法律の廃止を求めていく粘り強い運動が重要である。法律家と市民の協力により、政府によるデータの恣意的濫用を許さず、引き続き自己情報コントロール権の確立を要求し、この法律をデジタル「監視法」にさせない運動を継続していく決意を述べて、抗議声明の結びとする。

以上

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の衆議院憲法審査会における採決に強く抗議し廃案を求める法律家団体の声明

二〇二一年五月二〇日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 上野 格

一 衆議院憲法審査会での採決に強く抗議する

改憲問題対策法律家六団体連絡会

日本国際法律家協会

議長 大熊 政一

本年五月六日、衆議院憲法審査会において、日本

社会文化法律センター 共同代表理事 宮里 邦雄

日本反核法律家協会

議長 大久保賢一

国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法

自由法曹団 団 長 吉田 健一

日本民主法律家協会

理事 長 新倉 修

法律案」(以下「七項目改正案」という。)が、立憲民主党

が提出した改正法施行後三年後を目途に、広告規制、資金規制、インターネット規制などの検討と措置を講ずるという附則をつける修正案(以下「修正案」という。)とともに、賛成多数で可決された(なお、共産党は、原案修正案のいずれも反対、日本維新の会は修正案に反対)。これにより、修正を施された七項目修正案(以下「七項目修正修正案」という。)は、衆議院本会議に送られることとなった。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、これまで七項目修正修正案に対して重大な問題点があると指摘して採決に反対してきたが、七項目修正修正案についても、問題は何ら解決されていない欠陥法案のままである。私たちは、明文改憲への途を開くだけの七項目修正修正案の衆議院憲法審査会での採決に強く抗議し、七項目修正修正案の廃案を求めるものである。

二 七項目修正修正案は根本的な問題が何一つ解決されていない欠陥法案である

七項目修正修正案とは、二〇一六年に累次にわたり改正された公職選挙法(名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰延投票、投票所への同伴)の七項目にそそえて改憲手続法を改正するという法案である。

七項目修正修正案の問題点を要約するならば、第一に、憲法改正国民投票(憲法九六条)は、国民の憲法改正権の具体的行使であり、最高法規としての憲法の正当性を確保する重要な手段であることから、公選法

「並び」でよいとする乱暴な議論は憲法上許されないこと。第二に、七項目の中には、国民投票環境の後退を招く項目があり、さらに、このままでは国民投票がでない国民が出るなど、違憲の疑いのある欠陥法であること。第三に、そもそも改憲手続法は、二〇〇七年

五月、第一次安倍政権において強行採決により成立した時から数多くの問題が未解決のまま二〇数年にわたり先送りとされてきた。とりわけ運動資金の規制がなく、CM規制が不十分で、最低投票率の定めがないなど、国民投票の結果の公正を担保しないという根本的致命的な問題点がある。七項目修正修正案は、これらの「国民投票を金で買う」などの根本的問題が何ひとつ解決されていない欠陥法案である(本年四月二〇日付改憲問題対策法律家六団体連絡会緊急声明参照)。国民の投票機会が十分に保障されず、結果の公正が担保されていない欠陥修正法案を急ぎ成立させる必要性も正当性も存在しないことは明らかである。

三 七項目修正修正案は、自民党の四項目改憲案

提示のための道具に過ぎないこと

二〇一七年五月に、当時の安倍首相が二〇二〇年までに改憲を成し遂げると宣言し、二〇一八年三月に自民党は四項目の改憲案(素案)を取りまとめ、同年六月に、公選法並びの七項目修正修正案が提出された。もともと七項目修正修正案は、安倍自民党改憲を進める便法として提出されたものである。そのことは、本年五月三日、菅首相が、憲法九条への自衛隊明記や緊急事態条

項の創設などを盛り込んだ自民党の改憲四項目をたたき台にして、「それを基に議論を進めてもらう」と述べるとともに、七項目修正修正案について「憲法改正議論の最初の一步として成立を目指さなければならぬ」としていることから明らかである。

国民は、今、憲法改正議論など望んでいない。政府と国会が、何をおいても全力で取り組むべきことは、新型コロナウイルス対策であり、市民の命と生活を守る施策である。コロナ禍に乗じて自民党の改憲四項目を提示することなど論外である。憲法審査会を仮に開くとしても、そこで議論されるべきは、安倍・菅政権によつて蹂躪されてきた憲法状況の調査と審査であり、改憲手続法の抜本的改正の議論のはずだ。立憲主義も民主主義も理解せず、新型コロナウイルス対策もままならない現政府・与党に、コロナを口実にした改憲を言う資格はない。

四 参議院は、「良識の府」として徹底的に

審議を尽くせ

七項目修正修正案は、ただちに廃案とされるべきものであるが、五月一日の衆議院本会議で採決が強行されれば、審議の場は参議院に移ることになる。

日本国憲法で二院制が採用された意義は、「数の政治」に対する「理の政治」を実現し、審議や立法権限の行使を慎重かつ適切なものにするにある。前述のとおり、七項目修正修正案には、憲法改正国民投票の機会を十分に保障していない問題や、CM規制、最低

今後の日程

【第52回定時総会】

6月26日(土)~27日(日) 岡山

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

7月 8日(木) 10時半~

【広報委員会】

7月27日(火) 18時~

改憲問題対策法律家6団体連絡会の
取り組み

6月1日に開催された集会の動画が視聴可能です。

改憲・命・平和をつないだ、素晴らしいリレートークです。こちらの視聴・拡散をお願いいたします。

コロナ禍に乗じた改憲を許すな！ 市民と法律家のオンライン緊急集会

—改憲の一步 改憲手続法(国民投票法)
改正案を廃案に—

◆視聴はこちらから (YouTube)

<https://youtu.be/xZzMFmwEqXg>



投票率、ネット規制、運動資金の規制の問題など、主権者意思の適切かつ公平な表明を阻害しかねない根本的欠陥があるにも関わらず、衆議院での審議は極めて不十分であった。参議院は、いままさ、「良識の府」としての役割を自覚し、これらの問題点につき、徹底的な審議を尽くすべきである。

一四年前の二〇〇七年五月二日、第一次安倍政権のもとで強行された改憲手続法に対して、有料広告の規制、最低投票率、公務員と教育者の地位利用による国民投票運動などについて検討や措置を求める一八項目の附帯決議を突きつけたのは、ほかならぬ参議院の憲法調査特別委員会であった。改正案の送付を受けた参議院は、自らが附帯決議で突きつけた問題を含む改憲手続法と本改正案をめぐるすべての問題について、慎重かつ全面的な審議を行わなければならない。

また、制定の際には参考人陳述や公聴会で八〇名を超える専門家や市民の意見を聴取し、二〇一四年の改正の際にも参考人陳述で一六名の専門家の意見を聴取しているにもかかわらず、衆議院は本改正案の審議に際して意見聴取をまったく行っていない。専門家や市民の意見を幅広く聴取し、審議に反映させることは参議院の責務と言わねばならない。

良識の府である参議院には、徹底した審議によって問題の解明と解決にあたることを求められているのであり、「通常国会で成立させる」という国民無視・国会無視の確認に縛られたアリバイ的な「審議」に墮することは、憲法と国民に対する冒とくであるばかりか、参議院の存在意味を失わせる自殺行為である。参議院はかかる愚挙を断じて行つてはならない。

以上

編集後記

▼今年の三月に車に乗って出かけていたときのこと。交差点手前で信号が黄色になったので停止したところ、ほんの少ししてからガンと衝撃を受けた。初めての交通事故でした。いったん降りて、加害車の運転手に先の道路に止めるよう伝えた。出てきたのは七七歳の高齢ドライバーだった。▼首がやや重いかなあ、という程度であったが、夜に悪化することも想定されたので、そのことを伝えて、警察対応をした後、行く先があったのでそちらへ向かった。幸いなことに、その日の夜から翌日になっても痛みは自覚しなかった。コロナ禍で病院に行くのは嫌だったのでほっとした。車自体はノーズダイブされて突き上げるような衝撃を受けたためトランクが浮き上がった状態になってしまった。加害者側と交渉し、同車種の代車一カ月分、修理費、修理費の三〇%の評価損の支払で合意した。弁特も使えず、弁護士費用は自己負担?でした。(高木宏行)